ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等
ハ　建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
ニ　利用者の推定数
ホ　法第十七条の三十六第四項第九号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
ヘ　運営規程
ト　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
チ　当該地域密着型介護予防サービスを行う事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
リ　指定地域密着型介護予防サービス基準第五十九条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
ヌ　指定地域密着型介護予防サービス基準第五十九条第三項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要
ル　誓約書
ヲ　介護支援専門員の氏名及びその登録番号

（法第十七条の三十六第四項第十号に掲げる事項に関する記載）

第四十一条　認定市町村は、法第十七条の三十六第二十項の規定により地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第十号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の四十五の五第二項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

（新設）

一　法第十七条の三十六第四項第十号イの実施主体の代表者の氏名、生年月日及び住所
二　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等
三　建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
四　利用者の推定数
五　法第十七条の三十六第四項第十号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
六　運営規程
七　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
八　法第十七条の三十六第四項第十号に掲げる事項に係る第一号事業を行う事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
九　誓約書（介護保険法第百十五条の四十五の五第二項に該当しないことを誓約する書面をいう。）

（認定市町村が指定都市等である場合等の読替え）

第四十二条　認定市町村が指定都市又は中核市である場合における第三十五条及び第四十条の規定の適用については、第三十五条及び第四十条の見出し中「同意」とあるのは「記載」と、第三十五条本文中「法第十七条の三十六第十一項」とあるのは「法第十七条の四十二の規定により読み替えられた法第十七条の三十六第十一項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第六号に掲げる事項を記載しよう」と、「地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならな

（新設）